

# みなかみ町空き家バンク物件登録手続きについて

## ◆空き家等売りたい、貸したい◆

みなかみ町内に空き家等をお持ちで、空き家バンクを利用して物件を売りたい・貸したい人は、空き家等の物件を登録してください。

### ★登録できる物件★

- 一戸建て住宅、住宅用地、アパート、店舗、事務所等が対象です。
- 登録の期間は2年間です(更新できます)。

### 1 登録について

次の手順に従ってお申し込みください。

#### (1) 空き家バンクへの物件登録申請

みなかみ町空き家バンク登録申請書(様式第1号)に必要事項をご記入の上、添付書類とともに窓口(総合戦略課)へお持ちいただくか、申込先あてにお送りください。

#### 添付書類

- ・登記事項証明書(全部事項証明)
- ・公図
- ・間取り図(建物のみ)
- ・案内図
- ・固定資産税課税明細書または固定資産税評価証明書

#### (2) 現地調査

登録申請書により、詳細な現地調査を行います。(周辺の状況、配置図、間取り、写真等)。必要に応じて所有者等に立ち会って頂きます。

#### (3) 空き家バンク登録台帳への登録

(1)の登録申請書及び(2)の現地調査の内容を審査し、登録が適当であると認めるときは、みなかみ町空き家バンク登録書(様式第3号)をお送りします。

なお、登録事項に変更があった場合は変更届(様式第4号)、取消したい場合は取消申請書(様式第5号)を提出してください。

### 2 登録された空き家等の情報提供

- (1) 町のホームページ、窓口(総合戦略課)で情報の公開や提供を行います。
- (2) 交流・定住等のイベントで紹介します。

### 3 紹介、交渉、契約

- (1) 登録された物件を賃借・購入したい希望者に紹介します。
- (2) 交渉、契約等は、(一社)群馬県宅地建物取引業協会沼田支部に所属する町に事業者登録した不動産業者が仲介します。(成約の場合、仲介料がかかります。)

※ みなかみ町では、空き家等の情報の紹介や連絡調整は行いますが、売買・賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。

また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

### 4 その他 ご不明な点やご相談がありましたら、問い合わせ窓口へご連絡ください。

□ 問合せ窓口・申込先 □  
〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地  
□ みなかみ町役場 総合戦略課 まちづくり交流室  
Tel.0278-25-5029 FAX0278-62-2291